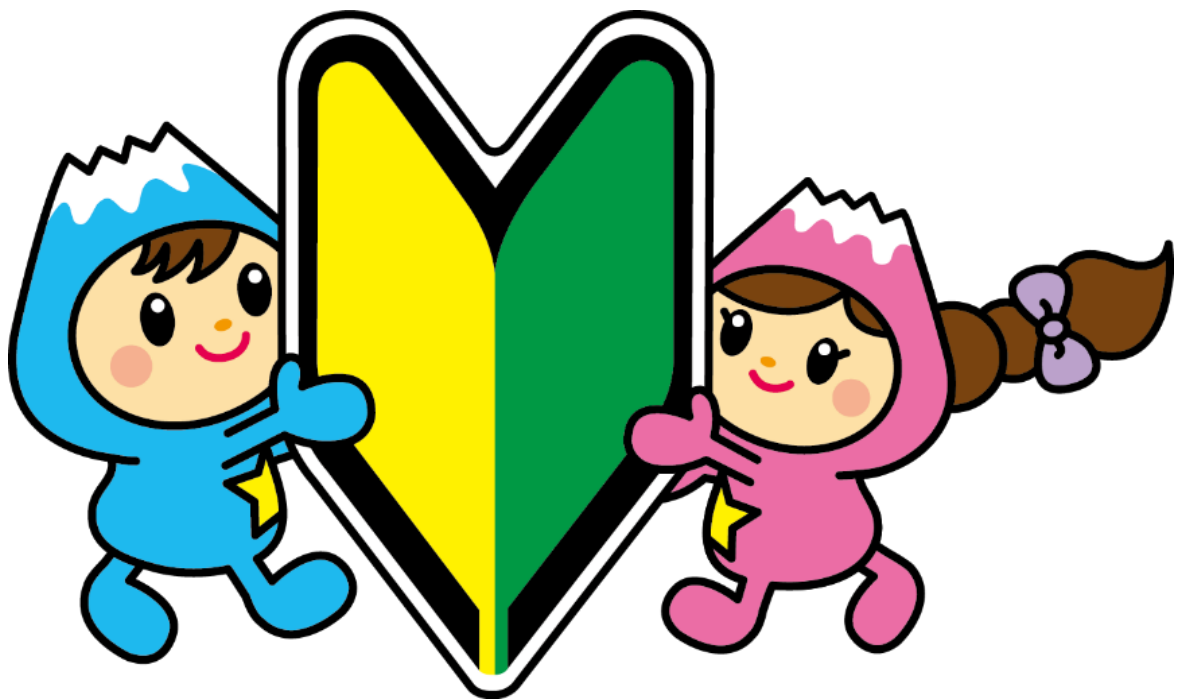


正副町会長

サポートブック



富士見市町会長連合会・富士見市

【はじめに】

このサポートブックは、新たに正副町会長に就任された方が町会運営をスムーズに引き継ぐために、町会長連合会と市で協働して作成しました。

これまでの町会加入促進マニュアルをリニューアルし、町会の役割や各町会の成功事例、町会と深く関係する市の事務などを加え、加入促進から運営、市の担当窓口など、この冊子を見れば正副町会長の役割がわかることを目指しています。また、正副町会長を継承された方も他の町会の事例など、町会運営の参考となるものと考えております。

皆様と一緒によりよいサポートブックに進化させていきたいと思っておりますので、お気づきの点等ございましたら、遠慮なくご意見等お寄せいただければ幸いです。

【目次】

I. 町会・富士見市町会長連合会・地域まちづくり協議会について

- 1. 町会活動と運営について . . . 3
- 2. 富士見市町会長連合会について . . . 10
- 3. 地域まちづくり協議会について . . . 12

II. 町会加入の進め方

- 1. 町会の必要性（メリット） . . . 14
- 2. 呼びかけの手順 . . . 15
- 3. 若い世代への加入促進の工夫 . . . 19
- 4. 町会活動Q & A . . . 20

III. 町会と市との関わりについて

- 1. 町会長及び副町会長について . . . 24
- 2. 関わりのある課の業務について . . . 25
- 3. 市の業務Q & A . . . 46

I. 町会、富士見市町会長連合会、地域まちづくり協議会について

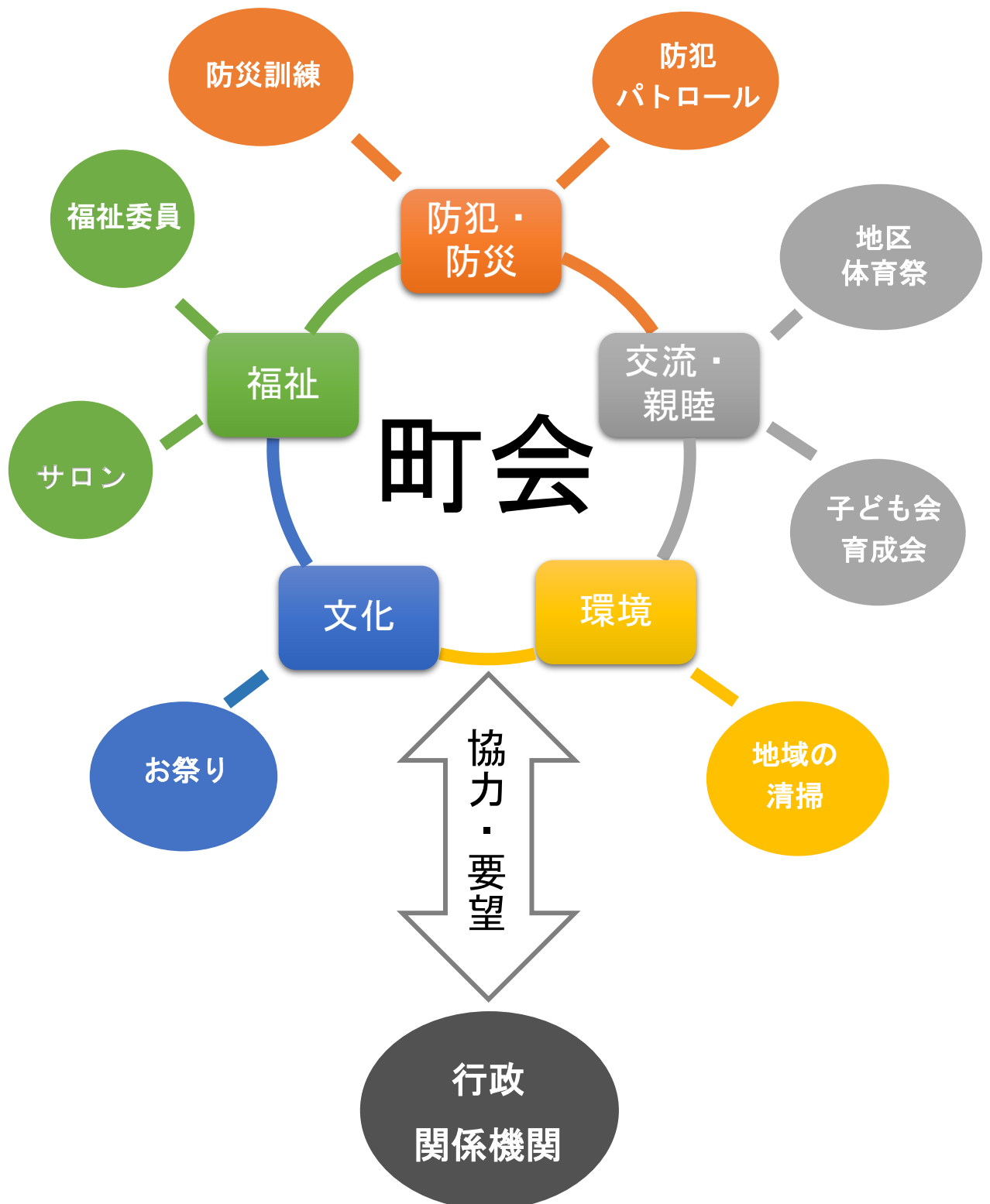
1. 町会活動と運営について
2. 富士見市町会長連合会について
3. 地域まちづくり協議会について



1. 町会活動と運営について

○町会活動について

町会は、「今よりもっと住みよいまち」「お互いに助け合い協力し合えるまち」を作るために活動する重要な組織です。地域のために様々な活動を自主的に行い、活動は下の図のように多岐にわたります。



【主な町会活動】

防犯・防災

全ての町会で自主防犯パトロール隊を結成し、地域が一丸となり、犯罪が起これにくい環境を作り上げています。また、災害時に迅速に対応できるよう自主防災組織を結成し、地域防災活動に取り組んでいます。

福祉

高齢者の見守りや声かけ運動、ふれあいサロンの開催などを行っています。また、民生委員と協力し、災害時の避難行動要支援者に対する計画を作成し、災害時に活用できるよう取り組んでいます。

交流・親睦

地区体育祭の開催や、育成会の活動で子育て世代への支援をしています。

文化

お祭りなどを行っており、工夫を凝らした様々な活動をしています。

環境

ゴミ拾いなどの清掃活動や資源回収を行っており、地域でゴミを減らしていこうという啓発をしています。また、公園の花壇に花を植えるなどの美化活動を行い、住む人の癒しの場となる環境づくりに取り組んでいます。

町会は、地域が安全・安心で住みよいまちになるよう積極的に活動しています。

【町会運営について】

町会運営にあたっては、スムーズに運営・活動ができるよう役員を中心に地域の誰もが関われる運営を行うことが重要です。そのために町会の規約を定め、役員の役割を理解し、事業計画の作成及び適正な会計処理を実施する必要があります。

①町会長及び副町会長等役員の選出について

町会は、地域住民が安全・安心に暮らし、交流を持つために重要な組織です。より住みやすい地域にするため、町会組織の運営に関わる役員の増員や、定期的な交代を行い、町会運営の担い手の育成に努めましょう。

役員の役割については、各町会によって構成人数や名称が異なりますが、基本的には正副町会長、会計、書記、監事、班長（組長）等があります。

役員の選出については、様々な年代で構成することや女性の参画により、多様な考え方が生まれます。選挙や推薦、順番制など各町会で一番望ましい方法を検討してください。

②ルール（規約や会則等）の設定

町会は住民が主体となって組織した団体ですので、運営も各町会で行っています。役員の任期や選出方法、会費等を会則や規約であらかじめ定めておくことで、新しく役員になる方が安心して活動できます。また、会則や規約があることで、新規加入者にもわかりやすく説明することができ、町会運営への理解が深まり、信頼関係を築いていけるでしょう。

規約に定める内容（例）

目的	設立趣旨（例）互いに支え合う、住みよい地域づくり
事業	目的達成のための事業（例）交流、防災、防犯、美化など
会員	会員資格（例）区域内に住む住民
役員	（例）「会長」1人、「副会長」1人「会計」1人「監事」2人など
会議	「総会」「役員会」について議決内容、収集の方法、開催基準などを定める。
会費	1世帯あたり月額〇〇〇円など、金額を定める。
会計年度	（例）毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる など

③適正な会計処理について

町会の活動費は、会員の皆様から集められた会費です。収入支出を計算したうえで予算を立て、帳簿や領収書など証拠書類の整理・管理を行い、適正かつ正確に会計処理を行いましょ。適正な会計処理を行うことで会員の皆様からの信頼につながります。帳簿などはいつでも見せられるよう整理しましょ。

【会計処理のポイント】

- ・ 出納簿や帳簿を作成し、収入支出の内容（月日、金額、内容、数量等）をわかりやすく明記する。
- ・ 領収書など証拠書類は、日付別や事業別など整理し管理する。
- ・ 支払い時は領収書を受け取り、収入時は領収書を発行。
- ・ 出納簿に記載した額と通帳の額、領収書などの金額に相違がないことを確認する。
- ・ 会計報告を行う。

④個人情報保護について

町会の運営においては、個人情報の取得及び把握が必要です。個人情報保護法により、町会や自治会に対しても、法に示されたルールに沿った個人情報の取り扱いが求められることとなりました。個人情報の取得時には利用目的を明確にする、個人情報の漏洩が生じないよう安全に管理するなど、注意すべきポイントにつきましては、町会向け個人情報取扱マニュアルを確認し、個人情報保護法にそった運営を行いましょう。

⑤引継書の作成

正副町会長等の役員交代時には、関係者立会いの下で引継書を作成し、町会活動が円滑に進むように心がけましょう。特に会計事務や町会の管理備品等については、詳細が明記されている書類（出納簿や管理台帳）を一緒に渡すとよいでしょう。

【引継内容の例】

（１）町会の区域

広報等配布の関係で、配布対象となる町会の区域を伝えておく必要があります。まれに、「配達されなくなってしまった」との問い合わせがあります。そういった混乱を防ぐことで町会への信頼関係が築けます。

（２）年間のスケジュール

年間の活動すべてに参加の機会がなかった方も、役員に入る可能性があります。年間のスケジュールを大まかに伝え、会議や協力団体等の内容も伝えましょう。事前に情報があることで、会議等にもスムーズに参加できます。

(3) 地域の様々な役員

学校や地区社協など、町会以外の団体に町会から役員を選出することがあります。こういった役職でどんな役割を果たしていたのかも、次の方へ引き継ぐことが必要です。なお、市から依頼している充て職等につきましては、25 ページ「2. 関わりのある課の業務について」で掲載していますので確認してください。

(4) 会計関係の事務

会計事務の引継ぎには、会計帳簿や出納簿など、収入支出の内容についてわかりやすく示されている資料を使用するとよいでしょう。また、帳簿の記入の仕方なども説明すると、後任者はより理解しやすくなります。

(5) 町会管理備品

町会で管理しているイベントで使用する物品などについて、管理物、管理場所、使用用途などを記載した台帳を作っておくと、町会でのイベント時の準備等がスムーズになります。また、管理の担当者が変更になる場合は引継ぎやすくなります。

(6) 渉外活動

近隣町会のお祭りや、学校の入学式・卒業式など、来賓として出席することもあると思います。出席の際の持ち物等一覧が引継書にあると、後任者は安心して引き受けられます。

(7) 会議記録

町会の会議での概要をまとめて、引継ぎをすることで町会運営が分かりやすくなります。

(8) 町会運営の支援メニュー

協働推進課では、町会運営を支援するために次のものを作成・配布等しています。ぜひ、ご活用ください。

- ・ 正副町会長サポートブック（この冊子）
- ・ 町会加入促進チラシ（多言語版あり）
- ・ 町会のための個人情報取扱マニュアル
- ・ 町会への年間依頼予定一覧や文書等配布年間スケジュール
- ・ 町会長連合会作成の回覧板
- ・ 市ホームページにおける、町会の活動や運営を紹介できるページや、全体会議の会議録や提出書類をダウンロードできるページ

※全国の地域活動を紹介したホームページ「あしたの日本を創る協会」もごぞいます。参考に、ご覧ください。

URL : <http://www.ashita.or.jp/>

2. 富士見市町会長連合会について

富士見市町会長連合会は、市内55町会の町会長及び副町会長をもって組織されています。連携を図りつつ、地域社会の福祉の増進、各種情報交換や、様々な問題に対しての話し合いを行うほか、様々な事業の中で町会間の親睦を深めております。

■主な活動

- ・ 地域活動や安心安全なまちづくりの推進
- ・ 行政や関係団体との情報交換及び地域課題解決に向けた要望の収集など
- ・ 研修会等の開催、ブロック別研修会の開催
- ・ 市の各種審議会への参加

【連合会の活動実績】

【振り込め詐欺等対策機器 購入費補助制度】

令和元年度町会長連合会から振り込め詐欺防止対策として、市へ振り込め詐欺等対策機器購入補助制度を要望し、令和2年度より補助制度を開始することとなりました。

【東入間警察署のミニ広報】

令和元年度富士見市町会長連合会の働きかけにより、富士見市内の各交番で発行していたミニ広報紙が東入間警察署のホームページに掲載されるようになり、市民の方も閲覧しやすく防犯への意識の向上につながりました。

■役員会

役員会は、市内の小学校区を基準に鶴瀬東、鶴瀬西、南畑、水谷の4ブロックから、ブロックごとに3～4名の町会長（小学校区ごとに1～2名）がブロックの代表者として選出され、連合会の運営を行っています。

現在、会長や副会長など13人で役員会を開催し、各町会の問題や市政の課題など、活発な議論を行っています。また、各地域の課題についての解決策などを学ぶ「ブロック別研修」を4人の副会長を中心に開催しています。

■年間行事予定表

4月	総会・第1回町会長全体会議
5月	第1回役員会
7月	第2回役員会
10月	第2回町会長全体会議、富士見ふるさと祭り
11月	第3回役員会、第3回町会長全体会議
12月	
1月	第4回役員会
2月	研修会
3月	第5回役員会

※上記日程については、状況等により変更する可能性があります。

3. 地域まちづくり協議会について

概ね小学校区を単位とし、町会を中心に地域の各種団体や市民、事業者等が連携して、各種団体だけでは解決できない問題や課題について住民主体で話し合い、解決に向けて地域が一体となって取り組む組織が『地域まちづくり協議会』です。

地域まちづくり協議会を設立した際に、市の認定を受けることで以下の補助金及び助成金を受けることができますので、是非ご活用ください。

事業名	補助内容	補助限度額
地域まちづくり協議会 活動支援補助金	地域活動計画の策定など、会議や活動を支援するための補助金	1会計年度 10万円
地域まちづくり協議会 事業助成金	地域活動計画に沿った活動を展開するための助成金	1会計年度 50万円

【現在設立済みの地域まちづくり協議会】

南畑地域まちづくり協議会	平成21年8月5日～
水谷東安心まちづくり協議会	平成24年4月7日～
みずほ台駅西口地域まちづくり協議会	平成27年6月16日～
水谷小学校区まちづくり協議会	平成27年6月30日～
つるせ台まちづくり協議会	平成27年10月5日～
勝瀬小学校区まちづくり協議会	平成28年11月30日～
関沢地域まちづくり協議会	令和6年2月28日～
みずほ台小地区まちづくり協議会	令和6年3月21日～

Ⅱ. 町会加入の進め方

1. 町会の必要性（メリット）
2. 呼びかけの手順
3. 若い世代への加入促進の工夫
4. 町会活動Q & A



1. 町会の必要性（メリット）

町会への加入を呼びかける際に、なぜ町会は必要なのか、なぜ町会に加入してほしいのかを丁寧に伝えられるかが、町会加入の決め手となります。まずは、町会の必要性（メリット）について理解してもらいましょう。

☆メリットの一例☆

災害時にこそ町会！

- ・ 住民の安否確認や被災状況の調査等、市との連絡調整
- ・ 身体の不自由な方等の避難所への誘導、安否確認
（避難行動要支援者制度）
- ・ 避難所運営、炊き出し、災害備蓄品の配布
- ・ 地区防災計画の策定

災害時において非常に重要となるのは自助・共助であり、その要となるのが町会を中心とした地域の力です。町会等において防災訓練を実施し災害時に備えることが地域防災力の向上につながります。

地域の課題を解決！

地域において困りごとや相談したいことがあれば、町会を通して行政に相談することもできます。町会は、行政の相談窓口や相談方法など熟知していますので、的確に要望ができ、安全・安心なまちづくりにつなげていくことができます。

災害時の対応や地域のトラブル解決に町会は重要な役割を果たしていることを説明し、町会に加入するメリットを実感してもらいましょう。

2. 呼びかけの手順

町会へ加入していただくには、地域や世帯などの状況によって、働きかけ方を工夫することが大事です。加入を強制するような呼びかけではなく、できる限り個々の世帯にあった働きかけを行い、丁寧な対応を心がけましょう。

■訪問に向けて■

① 役員の共通認識、町会内の役割の再認識

加入を促進するうえで、まずは、町会全体で地域課題に対する共通の認識をもつことが大切です。また、町会という一つの組織を効率的かつ円滑に運営していくためには、役割分担をするなど個人個人の負担を減らしていくことが大切です。



転入者等の把握担当

班長等が把握し、役員会等で報告



交渉担当

開発業者、家主等との交渉



広報担当

準備物の作成等



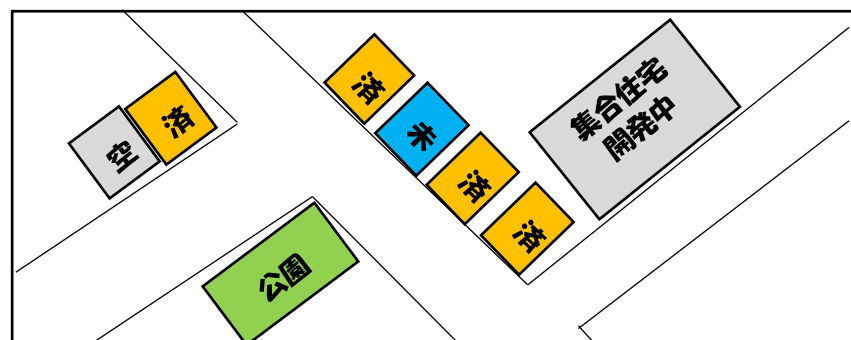
訪問担当

戸別に加入訪問

② 未加入世帯の把握と調査

住宅地図などを参考に未加入世帯の確認をしましょう。情報を可視化することによって加入状況がわかりやすくなります。

例



③資料等の準備

活動内容や組織体制の説明を行うときは、口頭での説明より、資料を見せながら説明する方が伝わりやすく、理解してもらいやすくなります。

準備するもの

☆あいさつ文

新規転入者には歓迎の意味も含めて、町会がしっかりした組織であることを表しましょう。

☆町会案内チラシ・加入申込書

加入申込書には、個人情報の取り扱いに関しても必ず記載しましょう。

☆総会資料・広報紙等

町会の活動が具体的にわかるものを渡しましょう。また、最近は、予算の使用用途について知りたいという人も多いので、透明化を図りましょう。

- ・ 会則
- ・ 事業計画
- ・ 予算
- ・ 役員名簿等
- ・ 町会のエリア図、班の区域図



町会長や班長等の連絡先を記載したもの（名刺等）を渡して、連絡を取りやすい環境をつくりましょう。

また、渡す資料をファイリングする等、細かな配慮をすることで、町会に対して良い印象をもってもらいやすくなります。

④訪問する時期、人を決める

訪問の準備ができたなら「いつ」「誰が」訪問するのか決めましょう。

時期

- 居住開始後は、間を置かず訪問しましょう。
- 以前からの未加入者には、行事等の開催に合わせて訪問しやすくなります。

時間

- 食事時や夜間は避け、相手が対応しやすい時間帯を選びましょう。
- 説明は簡潔に、5分～10分程度で終わらしましょう。
- 再度の訪問は1週間程度あけましょう。

訪問者と人数

- 各町会の実情に応じて決めましょう。
- 初回の訪問で断られた場合は、訪問者を変えて再度訪問してみるなど、工夫を試みましょう。

⑤いざ訪問

訪問時には、どのように町会について説明をするのかが大切です。

行事や活動内容の説明や、災害時に大きな助けになるというメリットを伝え、関心をもってもらいましょう。また、以下のように町会加入活動は世帯の事情によって働きかけ方を考えることも大事です。

未加入世帯

★新しく転入してきた世帯

考えられる特徴

- ・新しい地域に住むことへの期待や不安
- ・加入についてどこに相談したらいいかわからない

★以前から加入していない世帯

考えられる特徴

- ・加入しない理由がある
- ・町会の存在を知らない

※どうしても快諾をもらえなかった場合は、「時期を改めてまた伺います。」と言って、一旦打ち切りましょう。（その際には加入をためらう理由を控えておくと良いでしょう。）

まだ地域の事がわからないという状況のときに、「みんな入らなきゃいけない、入らないとデメリットがたくさんあるよ」と言われ、住み始めてすぐにとっても不安な気持ちになりました。



町会の加入の案内と一緒に、町会の活動内容やお金の使い道を細かく説明してもらいました。また、地域の子育て関係のサークルについても教えてくれて、是非加入したいと思い迷わず加入しました。

※協働推進課にいただいた実際のご意見です。

■集合住宅への呼びかけ■

マンション等の集合住宅の居住者への呼びかけに苦労しているという町会が多いのではないのでしょうか。居住者に理解してもらうことも重要ですが、オーナーや管理会社・業者に協力を依頼することも大切です。管理者や代表者に協力を呼びかけ、広報の配布や回覧の掲示、町会費の集金を依頼する方法も検討しましょう。

○管理者に町会費を集めてもらう

管理者に、町会費を家賃と一緒に集めてもらえるように依頼します。家賃と一緒に集めるため、留守等による会費の未納者が減ったり、短期での人の入れ替わりも把握できます。

○管理者に直接交渉し、アパート・マンション単位での加入を依頼する

学生アパート等には会費をオーナーに一括して支払っていただく等、アパート・マンション単位での加入を依頼する方法もあります。町会からは、個々の世帯に活動内容のわかる資料を持参し、町会組織に関心をもってもらいましょう。

○賃貸の場合

賃貸住宅は入退去が多く、町会への関心が希薄になりがちです。そのため、管理者に町会への理解を深めてもらい、加入を促してもらえるよう交渉しましょう。



入退去が多い賃貸マンション等は、町会費を減額するかわりに、管理会社に一括で納付してもらうというのも一つの方法です。また、短期間の单身者に対しても会費を減額する特例を設けるのも加入促進の一つの方法です。

■ 「富士見市における町会への加入促進に関する協定」について

平成26年2月18日、富士見市町会長連合会、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部および市の三者間で、「富士見市における町会への加入促進に関する協定を締結しています。

幅広い世代の町会加入を図るため、町会への加入案内リーフレットを宅建業協会の会員店にて配布・掲示し、新規転入者に町会への加入を呼びかけています。

3. 若い世代への加入促進の工夫

若い世代がなかなか加入してくれないと、多くの町会が悩んでいると思いますが、同時に多くの町会が様々な工夫をして若い世代への加入促進を行っています。

実際に行っている事例をご紹介しますので、ぜひ、参考にさせていただきたいと思います。

《参考事例》

- ・ 小学校を通して、子どもを持つ家庭に町会加入PRチラシを配布したところ、数件の加入があった。
- ・ 町会内で趣味のグループを作ったところ、若い人も参加してくれるようになった。
- ・ 町会のこども会に協力してもらい、親子で参加してもらえるイベントを計画している。
- ・ 新規に青年部会を設立した。
- ・ 小学校のPTA関係者への町会加入促進を図っている。
- ・ 誰でも参加できる行事のチラシ等を作成し、呼びかけ、参加してもらうことによって活動を知ってもらう。

4. 町会活動Q & A

Q 1 : 町会とはなんですか？

回答例：同じ地域の住民同士が相互の親睦を図りながら、防災訓練や防犯パトロール、環境美化活動や地域のお祭りなどの様々な自主活動を通じて、自分たちの地域を安全で安心な住みよいまちにしていくための団体です。

Q 2 : 加入するとどのようなメリット（得なこと）がありますか？

回答例：行政情報のほかに、地域で作成する情報誌やチラシなどが配布されるので、様々な生活情報や地域のお祭り等のイベント情報が入手できます。防災活動も積極的に行っており、東日本大震災の際にもいち早く住民の安否確認を行いました。また、地域とのつながりを持つことで、子どもの見守りなどの防犯活動にもつながります。他にも、道路・道路照明・防犯灯の改善など、日常生活上の環境整備に係る地域の問題などが町会を通じて、的確に要望できるので、安全・安心なまちづくりにつなげていくことができます。

Q 3 : 町会に加入しないといけないのですか？

回答例：町会への加入は強制ではありませんが、防災・防犯やその他の生活に密着した問題には地域の助け合いが必要になるので是非加入してほしいと考えています。

Q 4 : 富士見市にはいくつの町会があるのですか？

回答例：令和8年4月現在で、55町会あります。

※自治会が多い町会は町会区域の中にいくつの自治会があるか答えられるようにしておくといよいでしょう。

Q 5 : 町会の区域は何を基準に区切られているのですか？

回答例：特に明確な基準はありませんが、字丁目別、大きな道路を境にするなど、地域のコミュニティの実態に応じて定めています。

(区域は、市の規則に定められています。)

Q 6 : 町会は市役所が作る団体ではないのでしょうか？

回答例：町会は、市広報紙の配布を行うなど、市の事業に協力していますが、地域住民が自主的に組織する団体です。

Q 7 : 税金を払っているのだから、町会に入らなくても市が地域のことをしてくれるのではないですか？

回答例：住民ニーズの多様化により、地域の課題の解決に向けて、住民が主体となって住み良い生活環境づくりに取り組むことが求められています。行政の手の届かない部分を補う意味でも、地域住民が自ら考え行動し、町会と市が協働することによりよい地域づくりができると考えています。

Q 8 : 個人情報安全に管理していますか？

回答例：はい。皆様から提供いただいた情報は、町会で定めた目的以外には利用していません。いただいた情報は町会長及び役員がきちんと管理しています。

※「町会のための個人情報取扱マニュアル」を協働推進課でお渡ししていますので必要があればご連絡ください。

Q 9 : 町会費は月いくらですか？**Q 10 : 町会費はどのような用途に使われていますか？**

回答例：町会費は1カ月〇〇〇円で、毎年総会で事業の承認を得て使っています。例えば子どもから大人まで楽しめる町会活動（お祭り・敬老会・子育て支援活動・防災訓練・町会内の清掃活動等）の費用に支出しています。よって、地域に還元されています。

※町会費の金額や、町会費を何に使用しているかなど、説明に行く際にはきちんと把握しておくことをおすすめします。また、市民の方によっては領収書を必要とする方もいますので、準備することをおすすめします。なお、訪問時には身なりを整えて好印象を与えることも町会加入への一歩になるでしょう。

Q 11 : 一人暮らしの高齢者で、少ない年金で生活しています。会費を安くしていただくことはできませんか？

回答例：一度役員会で協議して後日回答させていただきます。

※減額等を実施している町会もあると思いますが、役員会や班長会などで減額について検討し、決めておくことをおすすめします。

Q 12 : 町会ではどのような活動をおこなっているのですか？

回答例：登下校の見守り活動や地区体育祭などを行っております。

※防災訓練・防犯パトロール・防犯灯の管理、資源回収、敬老会など、たくさんの活動をされていると思いますので、独自の活動を紹介するとよいでしょう。

Q 1 3 : 町会では他の町会などと合同で取り組むことはありますか？

回答例：環境啓発活動や交通安全の啓発、地区体育祭や地区社会福祉協議会などの活動を協力して行っています。

※上記以外にも近隣町会、団体と協力して行っている事業や地域によっては、地域まちづくり協議会の事業があれば紹介できるようにしておくことをおすすめします。その紹介をすることで、しっかりした組織であると認識してもらえらることにつながります。

Q 1 4 : 地域での犯罪が心配です。町会では防犯の取り組みを何か行っているのですか？

回答例：地域の皆さんが安心して暮らせる地域づくりのために「青色防犯パトロール活動」や「防犯パトロール」を行っています。また、小学生の登下校の際に見守り活動を行っています。

Q 1 5 : 町会費以外の収入はあるのですか？

回答例：市から委託されている広報の書類配布委託料や、募金等の還元金があります。

Q 1 6 : 町会に加入していませんが、行事に参加することはできますか？

回答例：ぜひ参加してください。行事に参加することで楽しさを知っていただき、ご近所の方々と交流を広げていく中で、町会加入も検討していただければと思います。

Q 1 7 : 他の町会の行事に参加することはできますか？

回答例：各町会の行事によっては参加可能な対象者が異なる可能性もありますので、こちらでお聞きしてみます。

※分からない場合は、該当する町会の町会長に問い合わせてみるといいでしょう。

Q 1 8 : 単身で帰りが遅く留守にしがちなので、活動に参加できませんが、それでも町会に入ったほうがいいですか？

回答例：交流や親睦のために活動に参加することも大切ですが、ご都合に合わせて、お仕事の帰り道を歩きながら地域を見守る等、できる範囲でご協力いただければ、地域も活性化していくため、町会に加入していただけると嬉しいです。

【注 意】

回答例はあくまで「例」ですので、地域の実情等に合わせてご活用ください。

Ⅲ. 町会と市との関わり について

1. 町会長及び副町会長について
2. 関わりのある課の業務について
3. 市の業務Q & A



1. 町会長及び副町会長について

町会長及び副町会長は、町会が住民相互の協力と連携のもと、明るく住みよいまちづくりのため、地域のリーダーとして町会から推薦され活躍しています。市は、正副町会長を町会と市を結ぶパイプ役として、市長から委嘱しご協力をいただいています。

町会と市はまちづくりのパートナーであり、よりよいまちづくりを推進していくために、正副町会長は重要な役割を担っています。



■任期：2年

■報償費：町会長 月額 30,000 円 副町会長 月額 20,000 円
※課税対象となります。

■業務内容：①市と市民との連絡事務に関すること

②担当町会内の連絡調整事務に関すること

③文書類の配布、取りまとめ、

その他市民への周知、伝達等に関すること

④その他、市長が必要と認めること

【町会長及び副町会長の充て職について】

町会長及び副町会長に委嘱されますと、次の委員にも同時に委嘱されます。

◇町会長のみ

①青少年育成市民会議会員（担当：生涯学習課）

◇正副町会長

①日本赤十字社協賛委員（担当：福祉政策課）

②地域防犯推進委員（担当：東入間防犯・暴力排除推進協議会）

2. 関わりのある課の業務について

◆協働推進課（富士見市町会長連合会事務局）

(1) 町会長及び副町会長の委嘱

町会長及び副町会長の委嘱に関する事務を行っています。任期が終わる年度の11月の全体会議にて改選に関する書類一式をお渡ししています。任期途中で交替される場合は、ご連絡ください。

(2) 全体会議等

市主催で、概ね4月（正副町会長）、10月、11月（町会長のみ）の3回、市からのお知らせや依頼がありますので、ご出席をお願いします。

(3) 広報の配布

広報富士見及び公的機関の発行する刊行物の配布に関して、町会と委託契約を結んでいます。広報富士見は、月1回発行（毎月20日）しています。配布部数に変更がある場合は、協働推進課にご連絡ください。また、町会での配布が難しい場合はシルバー人材センター等に委託することができます。

* 広報以外の配布物・刊行物（公的機関が定期的に発行するもの）

公民館だより	各公民館	年10回（8月、2月除く）
社協だより	社会福祉協議会	年3～4回
HOTキラリ	キラリ☆ふじみ	年4回（4・7・10・1月）
あすなろ	青少年育成市民会議	年2回（10・3月）
新進	スポーツ協会	年1～2回

※発行する各担当が毎月15日～17日頃に配達します。

■委託料：1世帯あたり 年額220円

5月と12月の2回に分けて指定された口座にお支払いします。

(4) 回覧

町会の回覧に市のお知らせと一緒に回してもらうようお願いする場合があります。また、各町会で使用できるように協働推進課窓口で回覧板をお渡ししています。紛失や壊れてしまったなどの理由で必要な場合は、必要数を協働推進課へご連絡ください。

※回覧する文書の余白上部に回覧と表示しましょう。

(5) 掲示板の利用

富士見市掲示板は、掲示板に貼るスペースがある場合には、サークル等の一般団体も次の条件を満たしていれば利用できます。

- ①主に市内で活動している団体が行う、広く市民を対象とした催しである。
- ②参加費は無料または会場費等の実費相当額である。
- ③掲示物に団体名・代表者名・電話番号等の問合せ先が明記されている。
- ④自ら掲示物の掲示及び撤去ができること。
- ⑤掲示期間は1か月以内。
- ⑥A3サイズ（できればA4）以内のもの
- ◎手続きとしては、協働推進課に申請を行い、確認印を受けた掲示物のみが掲示できます。
- ◎町会に関する掲示物を自町会内に貼る場合は、協働推進課の手続きは不要とし、町会長の許可印をもって、許可します。

※1 掲示期間、町会名、町会長名を記入し町会長の印を押印してください。

(記入例) ○年○月○日から○年○月○日まで

□□町会 町会長◆◆ ◆◆ ㊟

(6) 市立集会所の管理（集会所管理町会のみ）

市立集会所の受付事務や、施設の維持管理に関して、町会と委託契約を結んでいます。

■委託料：年額90,000円 毎年5月末に指定口座にお支払いします。

集会所敷地内に防災倉庫等設置物を置く場合は、行政財産の使用許可が必要となりますので、事前に協働推進課までご相談ください。なお、設置物につきましては、1年更新とし、毎年3月に実施する集会所説明会にて更新手続きを行います。

（７）協働事業提案制度

地域における公共的な課題の解決と、市民満足度の向上を目的に、市民と市が提案・計画段階から協議を行い、役割分担と責任を明確にし、協働で事業に取り組むものが協働事業提案制度です。補助もありますので、地域の課題解決などにご活用ください。

（８）町会加入促進関係

加入促進パンフレットが必要な場合は、ご連絡いただければご用意いたします。また、市ホームページにて町会を紹介するページを作成しておりますので、掲載内容の追加、修正等がありましたら協働推進課へご連絡ください。

（９）市民活動保険

市民活動を行う方が、ボランティア活動など公益的な活動を安心して行えるよう、市民活動中に起きた事故などに対し、傷害や賠償責任を補償する保険です。事前の手続きや保険料は不要です。

■保険の対象となる活動 ※下記の①～④をすべて満たす活動です。

- ①市民で構成される団体または市内に活動拠点を置いた団体が行う活動
- ②無報酬の活動
- ③公益的な活動
- ④自発的かつ継続的・計画的に行われている活動

※当保険は、全ての事故を対象とするものではありません。また、活動の見学者や来場者等、対象にならない方もいます。

詳しくは協働推進課までお問い合わせください。

（１０）A E D（自動体外式除細動器）の貸し出し

多くの市民が参加する行事で、参加者などが心肺停止状態に陥った場合に備え、市では行事の主催団体にA E D（自動体外式除細動器）を貸し出しています。貸出費用は無料です。まずは、協働推進課にご連絡ください。

(11) 地域コミュニティロードネーム

地域への愛着を高めるために、地域の道路に愛称（ロードネーム）を町会から市へ提案できる制度です。

道路の条件や名称等の制限はありますが、ご興味のある町会は協働推進課へお問い合わせください。

(12) コミュニティ活性化事業補助金

地域立集会所の修繕や運営費などの補助があります。様々な条件がございますので、詳細は協働推進課へお問合せください。

(13) コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）

一般財団法人自治総合センターが助成するもので、宝くじの社会貢献広報事業として、住民が自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な設備等（備品）の整備費を助成する事業です。1件につき、100万円以上250万円以下など様々な条件があります。埼玉県への申請締め切りが例年10月初旬となっておりますので、希望される場合には、8月下旬までに協働推進課へご相談ください。

(14) 富士見ふるさと祭り

この祭りは従来開催していた「産業祭」「環境フェア」「市民まつり」を一つに結集し、平成17年から実施している祭りで、多くの市民の参加と協力により、賑わいと活力ある「ふるさと富士見」の魅力を高めるとともに、世代を超えた交流により、市民の一体感とコミュニティを生み出すことを狙いとして開催しています。

町会長連合会が実行委員会の構成団体となるとともに、町会には協賛金のご協力及び協賛社（者）一覧リーフレットの配布をお願いしています。

(15) まちづくり講座（通称：出前講座）

市政への理解を深めていただくため、ご要望に応じて、市職員を講師として派遣しています。講座を開催する予定日の14日前までに、申込書を提出してください。町会の会議や講演会等でご活用ください。

※講座メニュー・申込書は、市役所・公民館・交流センター等で配布しているほか、市のホームページからも入手可能です。

(16) 自主防犯組織への支援

地域の防犯力向上のため町会等で設立した自主防犯組織に対して、防犯パトロールで使用するベスト、ジャンパー、帽子、赤色誘導灯、腕章等を貸与配布しています。

(17) 青色防犯パトロール

富士見市青色防犯パトロール隊（町会長連合会会長が隊長）に青色防犯パトロールカーを貸し出しています。パトロールに際しては事前に各町会から予定表をご提出いただいています。また、新規隊員の加入に際しては町会長の推薦が必要となります。

※隊員として車両を運転する場合は、3年ごとに講習会の受講が必要となります。

(18) 自主防犯活動リーダー講習会

最新の地域防犯についての知識を取得するため、警察や学識経験者を講師に招き、講習会を開催しています。地域の防犯活動をより広く周知し、参加してもらうために、各町会からご参加いただけるようご案内しています。

(19) 防犯カメラの設置補助金

街頭防犯カメラを設置する地域団体（町会、商店会等）に対して、設置費用の一部補助を行っております。

補助額：補助対象経費の合計額の50% 1台あたり最大20万円

(20) 東入間防犯・暴力排除推進協議会

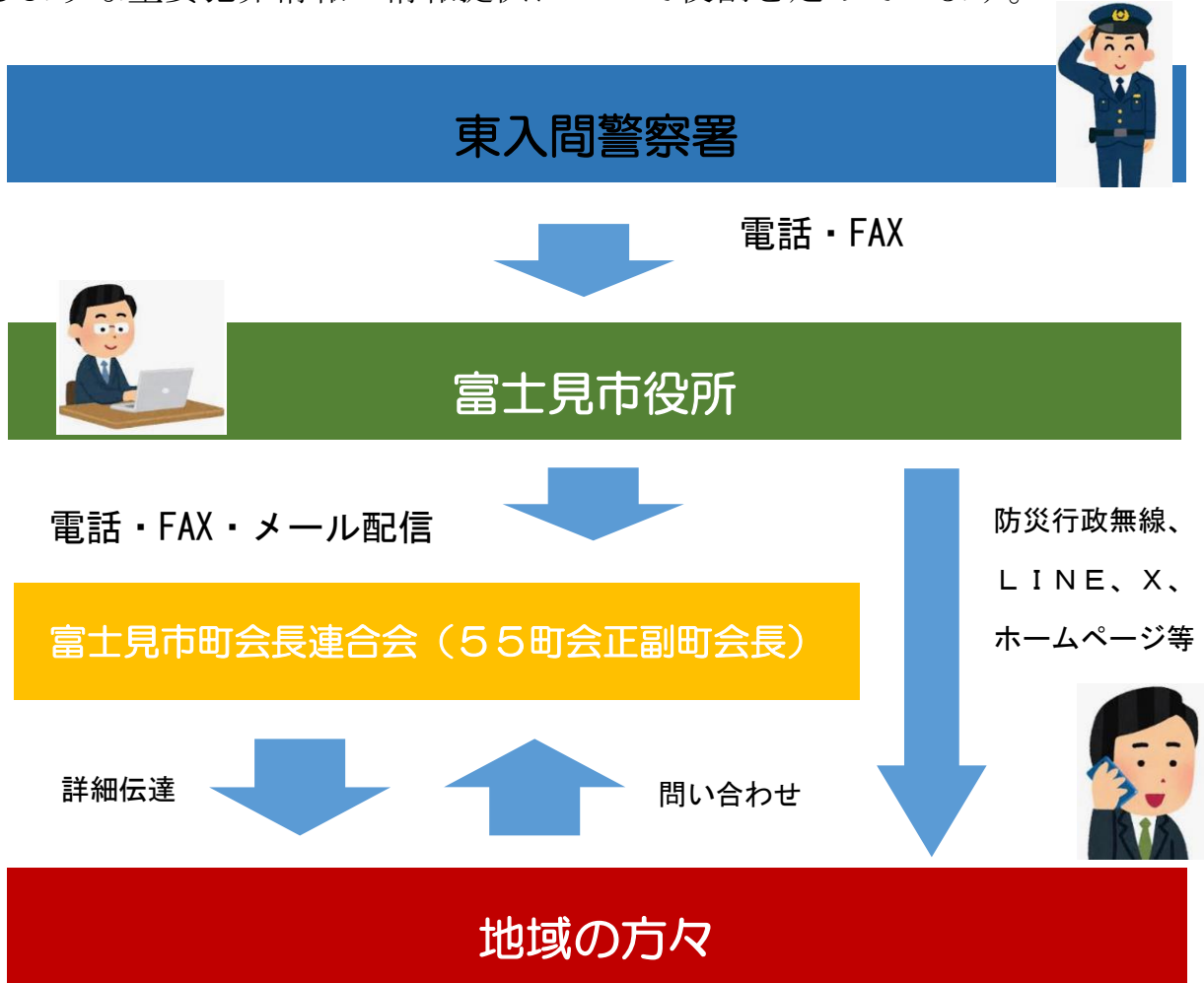
東入間警察署管内（富士見市・ふじみ野市・三芳町）の各種団体で構成されており、富士見市町会長連合会も会員になっています。

また、正副町会長には地域防犯推進委員としてご活躍いただいています。

毎年5月に総会、10月頃に「東入間防犯・暴力排除推進大会（以下、大会と表記）」12月に「東入間防犯・暴力排除年末街頭キャンペーン」を実施しており、正副町会長には参加のご協力や、大会で表彰される防犯功労者の推薦をお願いしています。

(21) 犯罪情報の住民提供等に関する協定

住民生活の安全・安心を図ることを目的とし、警察署・町会長連合会・市が協定を締結し、住民の方々の生命身体に重大な危険が及ぶおそれがあるような重要犯罪情報の情報提供について役割を定めています。



町会長の具体的な役割

- ①一般住民の問い合わせに対する対応
- ②町会による情報伝達
- ③その他 市より依頼を受けた事項に対し、可能な限り協力するよう努める

(22) 交通安全母の会

交通安全母の会では、「交通安全は家庭から」を合言葉に、交通安全啓発活動を積極的に実施しています。交通安全について関心のある方、一緒に活動していただける方がいらっしゃいましたら、ご推薦をお願いします。

◆危機管理課

(1) 自主防災組織

地域で結成した自主防災組織の育成・強化を図り地域防災力の向上を図るため各種補助金を交付しています。

事業	補助金の額
自主防災組織の結成に関する事業	補助対象経費の10分の10以内 限度額：下記表に定める金額の2倍の額。
自主防災組織の活動に関する事業	補助対象経費の3分の2以内 限度額：下記表に定める額。
自主防災組織の資機材整備等に関する事業 ※5年に1度の交付	資機材の整備に要する費用で1品につき5万円以上のもの：10万円以内 防災倉庫の設置に要する建設費用：20万円以内

自主防災組織の構成世帯数	補助金の限度基準額
100世帯未満	20,000円
100～200世帯未満	25,000円
200～300世帯未満	30,000円
300～500世帯未満	40,000円
500～1,000世帯未満	50,000円
1,000世帯以上	70,000円

(2) 防災服の配布

災害発生時等に備え、正副町会長に防災服を貸与しています。

原則、前任者からの引き継ぎをお願いしていますが、サイズが合わないなどありましたらご連絡ください。

(3) 富士見防災リーダー養成講座及び指導員養成研修会

地域の防災力のさらなる向上を目指し、自主防災会活動の活性化及び防災活動に精通した実践的な人材を育成することを目的として、毎年町会から推薦をいただき、養成講座を開催しています。また、防災リーダーの次のステップとして、指導員（講師）養成研修を実施しています。

(4) コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）

一般財団法人自治総合センターが助成するもので、宝くじの社会貢献広報事業として、地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備費を助成する事業です。30万円から200万円までの助成を受けることができますが、市全体で1年に1団体（市が認定している防災会）しか申請できないほか、実際の防災活動の報告など、多くの申請手続きが必要です。埼玉県への申請締め切りが例年10月中旬頃ですので、希望される場合には、8月下旬までに危機管理課へご相談ください。



◆総務課（選挙管理委員会）

（１）統計調査員候補者

国・県が実施する各種統計調査に協力していただける統計調査員候補者について、調査の関係上、富士見市内各地域の調査員が必要なため、町会長に推薦を依頼しています。（令和6年3月より公募も行っています。）

■任期：2年

■報酬：調査の内容により異なります。

（２）国勢調査員

国勢調査は、5年に一度日本国内に住む全ての人を対象として行う、最も重要な統計調査です。国勢調査の実施年には、公募などによって国勢調査員の確保を行っておりますが、調査には多数の調査員が必要なため、不足する国勢調査員の推薦を町会長に依頼しています。

■期間：約2か月間

■報酬：担当する調査区数や世帯数により変動します。

（３）選挙事務協力員（選挙管理委員会）

各町会における世帯数に応じた人数の推薦を依頼しています。

令和6年6月から、公募による投票立会人の確保を行っておりますが、選挙の執行には多数の投票立会人が必要となるため、町会長に推薦を依頼しています。

選挙執行の際には、推薦された選挙事務協力員や公募による登録者の中から、1投票所につき4人（半日交代）ずつ当日の投票立会人を選任します。

■任期：2年

■報酬：立会人報酬 9,000円 食事支給あり（1食分）

※選挙ごとの報酬です。

◆文化・スポーツ振興課

(1) スポーツ推進委員

地区体育祭をはじめ各地域のスポーツ活動のリーダーとして、また各種スポーツ事業の中心的担い手として、生涯スポーツの推進にご尽力いただいております。各小学校区から3名のご推薦を依頼しています。小学校区の町会で協議をお願いします。

■任期：2年

■報酬：定例会や市主催の行事への参加ごとに日額3,000円

◆市民課

(1) 町会別世帯・人口数

富士見市ホームページに町会別の世帯数と人口数を掲載しています。

■検索：トップページ⇒市政情報⇒市のプロフィール
⇒富士見市の人口世帯数

(2) 住民票の写しなどの第三者交付に係る本人通知制度

住民票などの不正取得によるプライバシー侵害を防ぐために、住民票の写しや戸籍などを代理人や第三者に交付したとき、その事実を登録したご本人に通知します。

登録は無料で、事前登録が必要となります。登録をご希望の方はお問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

■検索：トップページ⇒くらし・手続き⇒届出・証明⇒住所・戸籍
⇒「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を
ご存じですか

◆子ども未来応援センター

(1) 母子保健推進員

生後2～3か月の赤ちゃんがいるすべての家庭を「地域の先輩ママ」として訪問し、お母さんのお話を聴き、地域の子育て情報をお伝えしていただく活動です。候補者の推薦について町会長に依頼しています。

■任期：2年

■活動手当：年額3,000円 訪問手当 1件1,000円



◆福祉政策課

(1) 民生委員・児童委員

支援を要する方の相談や援助をはじめ、子どもたちの健全育成活動への協力など幅広い活動を行い、地域と行政とのパイプ役となる身近な相談相手です。候補者の推薦について町会長に依頼しています。

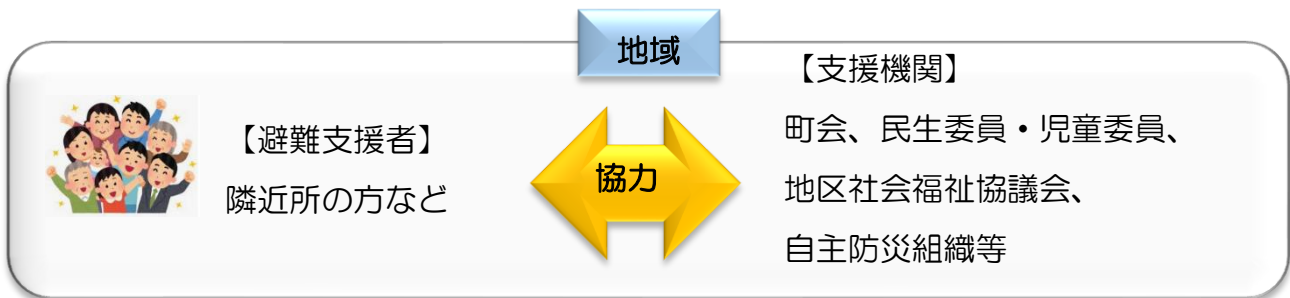
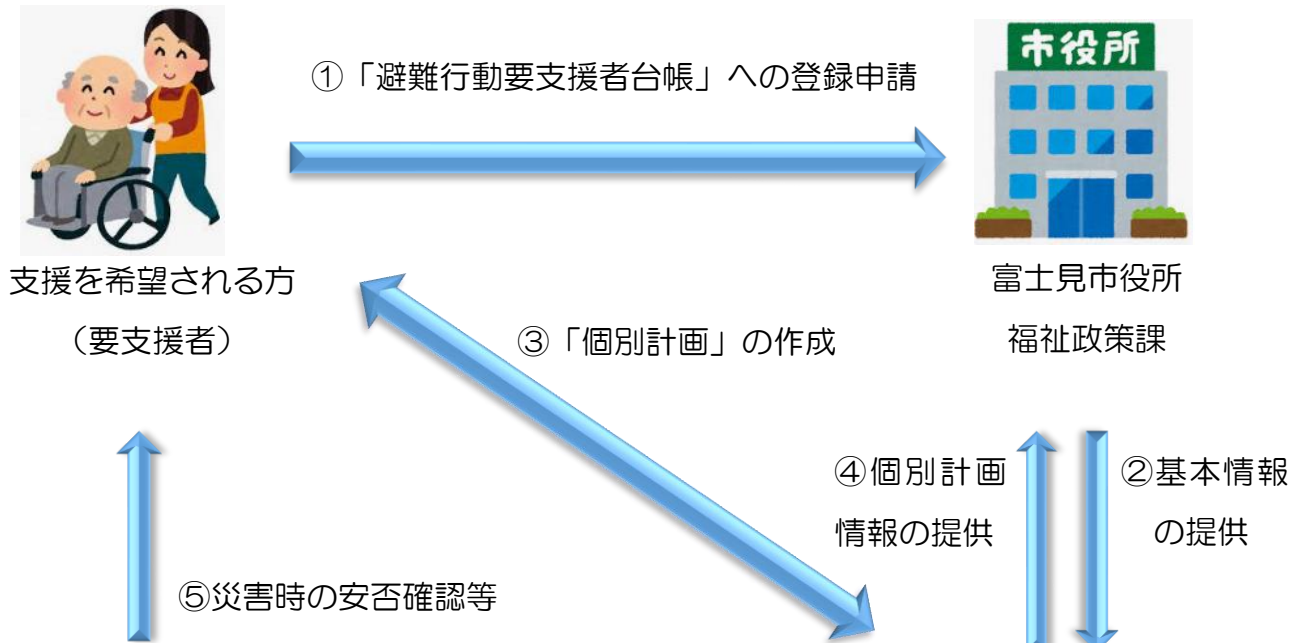
■任期：3年 ■活動費：年額 89,200円

(2) 赤十字会員増強運動

赤十字の活動に賛同し支援していただける方を募集しています。各町会には、広報の配達（6月頃）に合わせて募集チラシと集金用の封筒を送らせていただきますので、ご協力をお願いします。

（３）避難行動要支援者支援事業における登録者の個別計画

災害が発生した時、支援が必要な高齢者や障がい者の方などに対して、安否確認や情報の提供、避難誘導など、地域での助け合いを進めるための仕組み「個別計画の更新作業」を町会長に依頼しています。



◆高齡者福祉課

(1) 地域敬老事業

地域において高齡者の長寿をお祝いし、高齡社会における地域コミュニティの形成を図るため、地域敬老事業を行う団体に対し、補助金を交付しています。事業へのご理解ご協力をお願いします。

事業名	対象年齢	補助内容
記念品配布	満88歳 満99歳	対象人数1人あたり4,000円 (上限) + 記念品配布に係る事務費として10,000円
敬老会の開催 ※希望する場合のみ	満77歳以上	参加者数×1,700円 + 記念品配布に係る事務費が10,000円に満たない場合は、その満たない額を敬老会開催の経費に充てることができます。

各事業の補助対象者は、当該年度の9月15日時点において対象年齢欄の記載年齢に該当する方です。

※敬老会の開催に係る補助金は、当日の参加者のみ補助対象となります。

(2) 地域密着型介護事業所の運営推進会議

運営推進会議とは、介護保険事業所の利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（町会役員、民生委員、老人クラブ代表者等）、市職員、高齡者あんしん相談センターの職員、介護に知見を有する方等により構成される協議会です。

介護事業所が構成員に対しサービス内容などを明らかにすることで、利用者の困り込みを防止するとともに、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としています。

地域密着型介護事業所から依頼がございましたら是非ご協力をお願いいたします。

◆開催頻度：2か月に1回（デイサービスは6か月に1回）

◆内 容：施設の事業内容、入退所状況、事故発生状況等の説明を聞き、意見があれば発言をします。介護保険制度に関する知識や経験は問いません。

- ◆報酬：なし
- ◆所要時間：1回20分～60分程度
- ◆その他：施設によっては、マスクの着用をお願いする場合があります。

(3) 地域ケア圏域会議

地域ケア圏域会議は、地域の高齢者あんしん相談センターが主宰し、個別ケースの支援内容の検討や課題分析を通じ、高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワークの構築、地域課題の把握等に取り組むものです。医師、薬剤師、町会長、民生委員、ケアマネジャー、社会福祉協議会、市ケースワーカー、生活支援コーディネーター等の地域で活動している関係者が出席しています。

- ◆開催頻度：年3回
- ◆報酬：なし
- ◆所要時間：90分程度

(4) 生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、地域における「なんとかしたい」の解決を伴走型支援でお手伝いします。社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターは、町会や地域まちづくり協議会、地区社協、市民団体等の既存コミュニティの輪の中に入り、世間話や検討課題を共有しながら信頼関係を築くことで、地域課題や困りごとの把握を行い、すでにある地域資源の紹介や、新たな生活支援サービスの創設に向けた支援を行うなど、解決策を共に検討していきます。

(5) 高齢者見守りネットワーク

高齢者見守りネットワークは、地域の中で、高齢者のかたを気にかけてり、見守ったりし、「ちょっと気がかりなこと」に気づいたら、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）などにご連絡いただいでその高齢者のかたを支援につなげていく仕組みのことをいいます。

富士見市では、高齢者のかたが住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、支えあいのまちづくりを目指しています。

富士見市町会長連合会を含め、100を超える機関、事業所が参加していただいでおります。

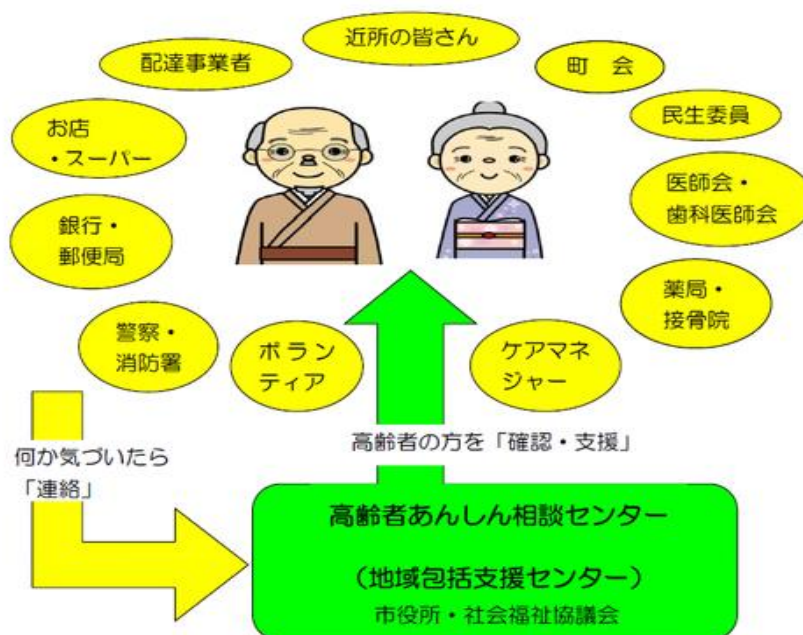
◆地域では何をしたらいいの？

- ・高齢者のかたにかかわる関係者のみなさまや地域で生活しているみなさまに、普段から高齢者のかたの様子を気かけたり、見守ったりしていただき、また、時には声をかけたりしていただきます。
- ・このようなことをしていただくなかで、普段の様子と違うなど心配される高齢者に気づいたら、すぐに高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）などにご連絡をしていただきます。

◆例えば、どんなときに連絡したらいいの？

- ・新聞や郵便物が郵便受けにたまっている。
- ・昼間なのに雨戸が閉まったままになっている。
- ・電気がついたままになっていたり、夜になっても電気がつかなくなったりしている。
- ・何日か姿を見かけない。
- ・季節に合わない不自然な服装で歩いている。
- ・怒鳴り声や大きな音が聞こえる。
- ・業者のような見慣れない人が何回か出入りしている。

など、「あれ？」「おかしいな」「ちょっと心配」と思ったときは、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）にご連絡ください。



◆健康増進センター

(1) ふじみパワーアップ体操地域クラブ

健康増進センターでは、筋力やバランス力など身体機能の維持向上に効果的な取組みである「ふじみパワーアップ体操」を身近な場所でできるよう、クラブ増加に努めていますのでご協力をお願いします。

◆環境課

(1) 環境施策推進市民会議推進員

環境にやさしいまちづくりを進めるため、市民・事業者・行政が一丸となり様々な環境問題に関する活動を行っています。

■各町会2名ずつ 会則により2名のうち1名は正副町会長または町会の役付きの方のいずれかを推薦していただきます。(任期は2年)

■報酬：無し

(2) ごみ分別アプリ

富士見ごみ分別アプリでは、お住いの地域に合わせてごみの種類ごとの収集日をお知らせする機能や、品目ごとに簡単にごみの分別を検索できるごみ分別辞典など、ごみに関する様々な情報を提供しています。また、不法投棄通報機能もありますので、ご活用ください。

外国語版富士見ごみ分別アプリは、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語に対応しています。



Android 版



ios 版

(3) ごみ集積所の設置届

ごみの集積所を新たに設置する場合には、設置される町会の町会長の同意が必要となりますので、不動産業者等が印鑑をもらいに来ることがあります。

(4) 集積所に必要なカゴ・カラス除けネット等の貸し出し



左から

不燃	46 × 63 cm
ビン	42 × 60 cm
カン	40 × 40 cm
乾電池	18 × 27 cm



令和7年1月7日現在

(5) クリーン作戦について

町会や市民団体等、地域で活動を行っている方々が、市内のごみ拾いを行う場合、環境課でゴミ袋を配布しております。ごみ拾い後のゴミ袋については、普段のごみとしてお出しいただくか、環境課にご依頼をしていただければ回収に伺います。

町会のクリーン作戦に関しては、毎年春と秋の2回、「富士見市をきれいにする日」に合わせて清掃活動を実施しております。ご協力をお願いいたします。

※クリーン作戦を実施する場合には、実施予定日の1週間前までに「クリーン作戦事業実施計画書」をご提出ください。(提出が遅い場合、回収が遅れ、近隣に迷惑がかかる可能性がございます。)

(6) 富士見市集団資源回収実施団体奨励金について

市内で活動されている各種団体(営利を目的としない)が紙・布類・カン類・生きビン類を資源として回収した量に応じて奨励金を交付します。

※新規団体は、回収の前に環境課窓口で登録が必要となりますので、ご相談ください。

■紙類、布類、カン類、生きビン類 1キログラムあたり7円

(7) ごみの不法投棄について

ごみの不法投棄への対応については図のようになっています。



まずは、排出者に投棄物を回収するよう張り紙等でよびかけてください。

(ごみ集積所にある場合や投棄場所の所有者が明確にわかる場合)

すぐに回収してしまうと、不法投棄が常習化してしまいます。

1週間経っても
回収されない場合

道路上の集積所

連絡先：富士見市役所環境課
状況を聞いた後に行政で回収を行います。

マンション・アパート等、
所有者のいる敷地内

連絡先：マンション、アパートの
オーナー、管理業者

(8) フードドライブについて

富士見市では、フードドライブ（家庭で余っている食品などを地域の福祉団体や施設などに寄付する活動）をやりたいと思っている市内の団体や事業者にも、フードドライブの実施に必要な物品の貸出しを行っています。

町会や学校、商店街など地域のイベントでの取り組みや、会社で働く社員に向けたものや買い物にくるお客様に向けての取り組みなど様々な場面での実施が可能です。



◆都市計画課

(1) 緑の募金（家庭募金）

この募金は、森林整備や身近な緑化活動の資金として活かされています。毎年6月頃に実施していますので、ご協力をお願いします。

※その他、公園内の樹木の枝折れや、倒木、遊具の不具合を発見したら、都市計画課まで連絡をお願いします。

◆道路治水課

(1) 防犯灯

防犯灯の設置、不点灯の防犯灯を見つけた場合は、お手数ですが、電柱またはポールに設置しているプレートを確認していただき、道路治水課までご連絡ください。

※新設する場合は、申請書類の提出が必要となります



※街路樹等の破損、倒木などを発見した場合は、道路治水課までご連絡ください。

◆建築指導課

(1) 空家バンク

空家の流通促進施策として、空家の売買や賃貸に関する情報を市ホームページ等で広く周知し、空家の所有者と利用希望者をマッチングする制度を運用しています。

(2) 相続おしかけ講座

空家の発生抑制施策として、空家の発生要因の大部分を占める“相続”に関する理解を深めてもらうための講座です。司法書士又は行政書士講師を無料で派遣できるため、町会事業として講座の開催をご検討ください。

(3) 空家除却補助金

昭和56年5月31日以前に建築され、1年以上居住又は使用されていない空家を除却する方に除去工事に係る費用の一部を補助しています。

■補助額：最大30万円（補助対象経費の3分の1）

(4) 空家利活用補助金

耐震性が確保された空家を利活用して地域コミュニティの活性化等に資する事業を実施する団体などに補助金を交付しています。

改修工事に係る費用の一部を補助しています。

■補助額：最大80万円（補助対象経費の3分の2）

■対象となる事業例：こども食堂、高齢者サロン、アートギャラリーなど町会等による空家の利活用事業をご検討ください。

(5) 隣地統合促進補助金

狭小地又は未接道地とその隣地を統合する場合、統合に係る費用（土地の取得費用や登記費用等）の一部を補助しています。

統合の種類	補助金額
50㎡未満の狭小地とその隣地の統合	対象経費の1/3 ※最大30万円
再建築不可の未接道地とその隣地の統合	対象経費の1/2 ※最大50万円

(6) 空家移住定住促進補助金

耐震性が確保された空家（建築されてから22年以上が経過しているものに限る。）を購入後、改修し居住する方に改修工事に係る費用の一部を補助しています。

■補助額：最大20万円（補助対象経費の3分の1）

(7) 耐震診断・耐震改修工事補助金

補助対象建築物

①と②の両方に該当する建築物であること。

①昭和56年5月31日以前に着工された住宅（戸建て住宅、兼用住宅、分譲マンション）であること。（昭和56年6月1日以降に増築されたものを除く）

②市内にあり、建築確認を取得した建築物であること。

また、耐震改修の場合、耐震診断の診断結果から耐震改修工事が必要と判断されている建築物であること。

建築用途条件	耐震判断	耐震改修
戸建て住宅 (兼用住宅含む)	費用の 2/3 以内 (上限 7 万円)	費用の 4/5 以内 (上限 100 万円)
分譲マンション	費用の 2/3 以内で 戸数×3 万円※ 1 (上限 150 万円)	費用の 1/3 (階数、面積、構造によっては 23%の場合もあります) 戸数×50 万円※ 1 (上限 2,500 万円)

※ 1 区分所有者に市税等を滞納する者がいる場合、その数を戸数から減じます。

(8) ブロック塀等撤去工事補助金

対象	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック塀、石、レンガ等の塀、万年塀等 ・ 道路に面し高さ 0.8m 超えるもの (建築基準法で規定されている道路、通学路) ・ 「ブロック塀の点検のチェックポイント」による点検調査で不適合があるもの 	対象経費の 2/3 または 長さ 1m につき 1 万円 いずれか低い額 ※ 最大 20 万円

◆生涯学習課

(1) 青少年育成市民会議

町会長連合会が団体会員になっているため、自動的に町会長は会員になります。青少年育成市民会議は各支部に分かれており、それぞれの会則に応じて、町会長に委員が割り振られている場合もあります。

(2) 青少年育成市民会議の賛助会員の募集について

青少年育成市民会議の活動に賛同し支援していただける方を募集しています。

各町会には、広報の配達(10月頃)に合わせて募集チラシと集金用の封筒を送らせていただきます。封筒を取りまとめ、市民会議の各支部長へお届けください。

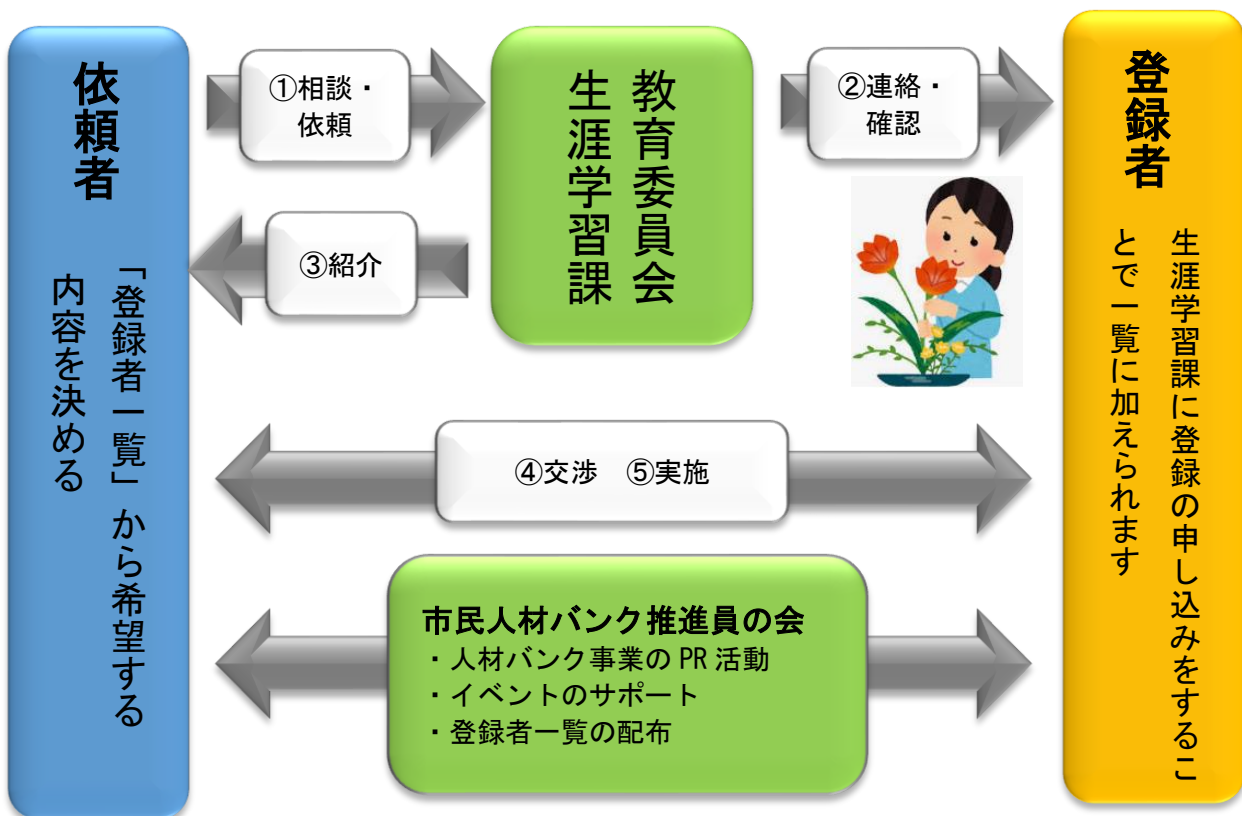
■会費：1口500円

（３）地域子ども教室

子どもたちが安心安全に活動できる「居場所」をつくるために開始されました。さまざまな体験や異世代間交流を行う貴重な場となっています。市内各小学校区（令和7年度現在、水谷東小学校区は休止中）で開催されており、町会や地域の皆さんにはスタッフやボランティアとしてご協力をいただいています。

（４）市民人材バンク

地域やグループで行う学習活動、スポーツ活動、地域活動などさまざまな活動に対して、指導・協力してくれる方（個人・団体）を登録し、その情報を提供する仕組みです。



◆学校教育課**(1) 学校評議会、学校運営支援者協議会**

学校長より、学校評議会、学校運営支援者協議会の委員について、推薦があった場合には、ご協力いただきますようお願いいたします。

(2) 運動会、卒業式などの各種行事

学校で行われる様々な行事等について、出席の依頼があった場合には、参加していただくと助かります。

(3) 学校だよりの配布

学校で作成した学校だよりを地域に配布する場合、町会等に依頼し、各家庭に配付させていただいております。学校から配布依頼があった場合には、ご協力いただきますようお願いいたします。



◆社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民が会員となって地域の福祉問題に取り組んでいる団体です。高齢化が進む中、いつまでも住み続けたいという願いを実現するため、在宅福祉や小地域福祉などの地域福祉活動を総合的に進めています。

（１）富士見市社会福祉協議会の会員増強運動

富士見市社会福祉協議会の会員会費は誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「ふくしのまちづくり」を進めるため、様々な地域福祉事業に使われています。毎年6月から、町会を通じてご協賛いただいています。

この会費の中から、地区社会福祉協議会が設置されている地区には地区内の会費合計の40%、地区社会福祉協議会未設置の町会には20%を還元し、地域福祉活動の費用として活用されています。

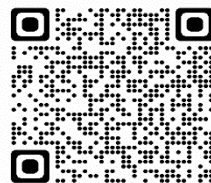
（２）共同募金運動の推進について

共同募金運動は、厚生労働大臣の告示によって、全国で一斉に行われます。富士見市においては、赤い羽根共同募金と地域歳末たすけあい募金を推進しています。毎年、10月の広報に合わせて案内チラシと戸別用の封筒を送らせていただきます。

赤い羽根共同募金総額の50%は、富士見市社会福祉協議会に配分され、地区社会福祉協議会の交付金等の地域福祉事業に活用されています。残り50%は広域助成として、県内（市内含む）の非営利団体を対象に助成されています。対象事業は、各種福祉事業、建物・備品整備事業となります。また、地域歳末たすけあい募金については、支援を必要としている市民の方々等に配分しています。



富士見市社会福祉協議会マス
コットキャラクター「うさみん」



富士見市社会福祉協議会HP

<https://www.fujimi-shakyo.or.jp/>

3. 市の業務 Q & A

Q 1 : 正副町会長は選挙運動をしてもいいの？

正副町会長は、令和2年4月1日より非常勤の特別職ではなくなったため、以前のように地方公務員法の「地位を利用した選挙運動の禁止」の規定は適用されませんが、地域から選出された代表者であることから、町会としての活動と正副町会長個人の選挙運動を混同されてしまう恐れがあります。

町会の会員の中には様々な政党や候補者を支持するかたがおり、選挙についての考え方は多種多様です。予期せぬトラブルに発展することを防ぐためにも、町会として選挙運動を行っているとは誤解されてしまわないよう、十分注意してください。

Q 2 : 募金は強制ですか？

強制ではありませんが、市民の皆様のご協力をいただき、運営できていますので、可能な限りご協力いただきたいと思います。

Q 3 : 募金の集め方に苦勞しています、どうしたらいいですか？

募金の集め方に関しましては、町会ごとに工夫されているとは存じますが、各世帯様々なご都合があるため、回覧等の回収日の周知や、ご協力いただける方のみチェック欄を設け、その方のところに回収しに行くなど、様々なご苦勞おかけしますが、よろしくお願いいたします。

Q 4 : 町会の区域を変更、再編するときはどうすればいいですか？

町会の区域変更及び町会名変更については、変更する理由や、地域住民の同意がとれていることを確認できる資料が必要となります。提出資料としては以下が必要となります。

- 1、要望書（変更にあたり、どのような経緯があつて変更になったのか。）
- 2、地域住民の意向の結果（地域の合意がとれていると確認ができる文書）
- 3、総会資料
- 4、変更となる区域の地図及び住所等（※区域変更の場合のみ）

Q 5 : 正副町会長の任期途中で辞めたい場合は？

協働推進課にご相談ください。

Q 6 : 行政の関係機関以外からの回覧の依頼が来たらどうすればいい？

回覧機能は、町会独自の活動で行われております。町会の中でご相談いただき、地域として必要である場合は回覧していただくようお願いいたします。

Q 7 : 広報の配達員が確保できなくなってきました。どうすればいい？

広報の配達に関しまして、配達員が確保できない等事情により、広報の配達をシルバ人材センターに依頼している地域もございますので、同様の形態をとるのは可能ですが、基本的に町会単位での配達依頼となり、町会の一部のみという取り扱いはしていません。詳しくは協働推進課へお問い合わせください。

Q 8 : 各種委員を見つけるのが大変なのだが、よい方法はないか？

民生委員や統計調査員など、町会から委員の推薦をお願いしていますが、なかなか引き受け手が見つからずご苦勞をおかけしている現状です。各町会で工夫をされていますが、成功例としては断られてもすぐに別の方に依頼せず、まずは概要のみを説明して、依頼した方が検討できる時間を設け、何度もお伺いして依頼することをお願いできていると聞いています。どうしても難しい場合は、推薦を依頼した課へご相談ください。

正副町会長サポートブック

発行 令和8年4月

編集 富士見市町会長連合会

富士見市 協働推進部 協働推進課

〒354-8511

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

電話 049-251-2711

ホームページ <https://www.city.fujimi.saitama.jp/>